

概要書面

レイラインメンバー登録のご案内

メンバー登録にあたり、本概要書面の内容をよくお読みください。



LEYLINE

大地と共に 美しく生きる

この書面は、レイライン株式会社のメンバー登録に関する重要な説明をした概要書面です。
この書面は新たにレイライン株式会社の取引製品を購入し、メンバー登録されようとする方にその内容を理解していただくものです。
ご登録にあたっては、本書の内容をよくお読みになり、ご理解・ご納得された上でご登録ください。また、ご登録後も本書はお手元に保管しておいてください。

このメンバー登録のご案内は、[特定商取引に関する法律]第37条第1項により、交付することが義務付けられている書面です。

メンバー登録に関する説明を行う場合、相手の方が登録する・しないに関わらず、本書面を必ず相手の方にお渡しして、書面の内容を十分説明してください。

販売担当者の住所・氏名または名称・電話番号

交付年月日 年 月 日

販売担当者の住所

販売者氏名

印

販売者ID

電話番号

販売担当者が必ず記入捺印し、説明を受けられる方に渡してください。

統括者の氏名・名称・所在地・及び電話番号

レイライン株式会社

代表者 沖中 郁美

〒105-0012 東京都港区芝大門1-6-6 芝大門ヤマトビル6F

TEL:03-6809-2178(平日10:00~17:00) FAX:03-6809-2168

<http://www.leyline-jp.com/>

会社概要

社名：レイライン株式会社
所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門1-6-6 芝大門ヤマトビル6階
代表者：沖中郁美
電話：03-6809-2178 FAX：03-6809-2168
レイライン株式会社(以下「レイライン」)

取扱製品及び品質に関する重要事項

別紙「レイラインプライスリスト」をご参照ください。

特定負担に関する事項

製品の購入先及び送金先はレイライン株式会社となります。メンバーとなり特定利益(ボーナス)及びメンバー特典(メンバー価格で購入等)を取得するためには、メンバー登録時に下記のメンバーカテゴリーに応じて金銭をご負担頂く必要があります。レイラインの製品には特定の製品を除きそれぞれポイント(P)が付与されます。

- ①愛用メンバー：登録料2,000円(税込)及び10,000P(レイラインが定める製品に付与されているP)以上を購入。
- ②セミビジネスメンバー：登録料4,000円(税込)及び10,000P(レイラインが定める製品に付与されているP)以上を購入。
- ③ビジネスメンバー：登録料60,000円(税込)

メンバー登録

本概要書面及びメンバー登録申込書(契約書面)を十分お読みいただき、その内容をご理解・ご納得いただいた上で、コンプライアンステスト、メンバー登録申込書に自筆にて必要事項をご記入及びご捺印の上、レイラインまで書類を送付頂き、初回製品代金、登録料の支払いをもってメンバー登録ができます。

コンプライアンステスト及びメンバー登録申込書は申請者とレイラインとの間で合意のもと行われる契約となります。虚偽、不正確な情報の記載及び記入漏れのあるものは契約を認めません。登録の際は本概要書面及びメンバー登録申込書を大切に保管ください。

登録日はレイラインがメンバー登録申込書の受領した日か、初回製品代金及び登録料の入金が確認された日のいずれか遅い日が登録日となります。

初回製品代金及び登録料を代金引換にてお支払いとなる場合は、メンバー登録申込書の受領日が登録日となります。

①以下の項目に該当する方はメンバー登録できません。

- (1)レイラインメンバーの紹介のない方
- (2)満20歳未満の未成年者
- (3)満20歳以上でも学生、公務員の方
- (4)日本国籍以外の方で、日本国内の在留資格のない方(登録の際は在留資格証明書の提出が必要です)
- (5)暴力団。犯罪行為、反社会的な団体、またはそれに付随する行為に関する方
- (6)成年被後見人、被補佐人、被補助人
- (7)過去6ヶ月以内にメンバー資格の取り消しとなった方
- (8)健全なビジネス活動を行う上でレイラインが不適切と認めた方
- (9)他MLMでビジネスをされている方

②法人登録

法人はその代表者が個人としてのメンバー資格を有することのできない場合には、メンバーになることはできません。法人として登録するためには、会社法上の会社であることが必要で別途「登記簿謄本の原本」の提出が必要となります。宗教法人、社団法人、財団法人、その他の公益法人は登録することができません。外国法人の会社は原則として登録することはできません。

メンバー登録料及び製品代金のお支払方法

メンバー登録料及び製品代金は下記のいずれかの方法でお支払いください。

①代金引換

代金引換は、配送時に製品と交換で運送業者に代金をお支払いいただく方法です。製品代金、送料のほか別途代金引換手数料300円(税込)がかかります。また代金引換でのお支払いは現金のみとなりますので事前に代金をご用意ください。

②銀行振込、郵便振替

注文前に下記の口座へお振込みください。なお送金手数料はご本

人様の負担となります。製品の発送はレイラインが入金を確認した後となります。

みずほ銀行 築地支店 普通預金 2668198 レイライン株式会社
ゆうちょ銀行 普通口座 記号10130 番号92230551 レイライン株式会社

③口座自動引落

オートシップ(定期購入)の方のみご利用いただけます。別紙「アプラス預金口座振替依頼書」を送付ください。なお、口座自動引落につきましては、初回メンバー登録時のお支払いにはご利用いただけません。口座自動引落の開始は「アプラス預金口座振替依頼書」をご提出いただいてから約2ヶ月から3ヶ月の日数を要しその間のお支払い方法は指定しない限り「代金引換」でのお届けとなります。オートシップ製品代金、送料の支払いにつきましては翌月分を前月27日(土日祝日の場合は翌営業日)前後にご指定の口座より引落されます。追加購入などで引落金額と差額が生じる場合は、代金引換、銀行振込、郵便振替にてお支払いください。なお代金引換の場合は別途代金引換手数料とし300円(税込)がかかります。

また、引落日に口座残高不足等で引落ができなかった場合は再注文をし、代金引換または銀行振込、郵便振替にてお支払いください。

④クレジットカード

クレジットカードでお支払いする場合は製品代金、送料のほか別途クレジットカード手数料300円(税込)がかかります。

製品注文方法

製品を購入の際は下記の方法があります。

①オートシップ(定期購入)

毎月、メンバーのご希望日に合わせて製品を出荷する方法です。

(1)オートシップの注文・変更

オートシップの注文・変更申請をレイラインまでFAXまたは郵送にてお申し付けください。なお、注文・変更申請についてはオートシップ発送月の前月5日までレイラインに到着した分が対象となり、それ以降は翌月からの手続きとなります。

(2)オートシップの停止

オートシップの停止申請をレイラインまでFAXまたは郵送にてお申し付けください。

なお、注文・変更申請についてはオートシップ発送月の前月5日までに申請書をレイラインに送付ください。

オートシップの方で下記の場合は自動的にオートシップの停止となります。

- ・オートシップ製品の受取をされず、再出荷の申請がない場合
- ・支払方法を口座自動引落に指定しているメンバーで、何らかの事情で引落しができなく、その後再出荷の申請がない場合
- ・メンバー資格を喪失した場合

②FAX注文

その都度製品をご注文する方法です。

(1)FAX注文方法

レイラインまでFAXまたは郵送にてお申し付けください。レイラインに到着後3営業日以内の発送となります。

③追加注文

追加購入価格にて製品を購入する方法です。

(1)追加注文方法

レイラインまでFAXまたは郵送にてお申し付けください。レイラインに到着後3営業日以内の発送となります。追加注文する際、その注文の有効月に愛用メンバー及びセミビジネスメンバーは10,000P以上購入、ビジネスメンバーは20,000P以上購入している場合のみ追加購入ができます。

④再出荷

何らかの事由により製品の受取ができなかった場合に再出荷にて注文する方法です。

(1)再出荷方法

レイラインまでFAXまたは郵送にてお申し付けください。再出荷の際は再出荷手数料として1,000円(税込)が別途かかります。再出荷手数料の支払方法については出荷時に指定した支払方法にてお支払いいただきます。

製品注文のお支払い方法

製品の配送にかかる送料700円(税込)が製品代金のほか別途かかります。なお、1回のご注文で製品代金の合計が35,000円(税込)以上の場合、送料はレイラインが負担します。

①オートシップ(定期購入)

オートシップは下記のいずれかの支払方法ができます。

(1)代金引換・口座自動引落

②FAX注文及び追加購入

FAX注文及び追加購入は下記のいずれかの支払い方法ができます。

(1)代金引換・銀行振込、郵便振替

メンバーカテゴリーの変更

①毎月当月1日から当月末日までの購入実績によりその翌月からメンバーカテゴリーの変更がされます。

メンバーカテゴリーの変更はベースセンター(BC)毎に判別されます。

(1)ビジネスメンバーは当月自己購入が20,000P未満の場合はセミビジネスメンバーに変更となります。

(2)ビジネスメンバーは当月自己購入が10,000P未満の場合は愛用メンバーに変更となります。

(3)セミビジネスメンバーは当月自己購入が10,000P未満の場合は愛用メンバーに変更となります。

(4)愛用メンバーは最終購入月から6ヶ月間1回の購入で自己購入が5,000P未満の場合は自動退会となります。

②メンバーカテゴリーの変更は下記のカテゴリー変更手数料を支払い、条件を満たすことでカテゴリー変更ができます。

メンバーカテゴリーの変更はベースセンター(BC)毎に判別されます。

(1)愛用メンバーからセミビジネスメンバー
2,000円(税込)の変更手数料

(2)愛用メンバーからビジネスメンバー
22,000円(税込)の変更手数料

(3)セミビジネスメンバーからビジネスメンバー
20,000円(税込)の変更手数料

メンバー登録から一度もセミビジネスメンバー又はビジネスメンバーの登録をしていない愛用メンバーがセミビジネスメンバー又はビジネスメンバーに変更する場合は、コンプライアンステストと共に申請ください。

ビジネスメンバーへの変更はメンバー登録の際、ビジネスメンバーの登録料を支払ったメンバー、又はL1スター以上のタイトルを保持されたメンバーに限ります。

メンバーカテゴリーの変更は、申請書到着及び変更手数料のお支払いがあった当月より変更が適用となります。変更当月にメンバーカテゴリー自己購入条件を満たす必要があります。

但しセミビジネスメンバーからビジネスメンバーに変更する際、ビジネスメンバーの登録料を支払ったメンバー又はL1スター以上のタイトルを保持されたメンバーで、ビジネスメンバー変更資格を満たすことによりカテゴリー変更手数料の負担なく、カテゴリー変更ができます。ビジネスメンバー変更資格とは、当月中に新規直接紹介者(愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのいずれか)を2名以上ご紹介しビジネスメンバー変更申請をされた方。但し、手数料の負担なしにカテゴリー変更を行う場合は申請後翌月よりビジネスメンバーとなります。

メンバーカテゴリーの変更を行った場合でも、購入実績によって毎月メンバーカテゴリーの変更となり、再度メンバーカテゴリー変更の際は変更手数料を支払うことでカテゴリー変更ができます。

自動退会となった場合、再度メンバー資格を得るためには、再度メンバー登録する必要があります。

マーケティングプランとメンバーが受けられる報酬

①ボーナスとはメンバーが得る特定利益で、報酬のことを指します。

②メンバーは本概要書面で定めるマーケティングプランによりボーナスを受け取ることができます。

③ボーナスの種類

(1)スタートアップボーナス(2)サイクルボーナス(3)ギャランティーボーナス(4)リーダーシップボーナス(5)プレジデントボーナス(6)タイトルボーナス

④セミオートバイナリー

メンバーの下についての方は全てメンバーグループの一員となります。原則としてメンバーの直接紹介者が3人目以降の方は左(L)右(R)のうち少ない方の系列にコンピューターが自動的に配置します。メンバーより指定があれば指定されたメンバーの下に登録されます。一度登録された配置からは如何なる場合も配置変更はできません。また、退会などで配置に空きができた場合に関しても、一度登録された配置には登録できません。あなたの直接紹介メンバーの配置はあなた以下の左右に属す位置にしか配置できません。

⑤ベースセンター(BC)

メンバーにはベースセンター(BC)としてバイナリーマップに配置されます、基本のBCは000となり、条件に応じて最大12箇所まで登

録が可能です。

BC登録は初回メンバー登録を行った際、ビジネスメンバー登録料を負担した場合はビジネスメンバーとして001、002を登録できません。

あなたがセミビジネスメンバーの場合は10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入しており、メンバー登録を行ってから直接紹介者が2人以上で尚且つ左右少ない方のPが240,000P以上確定した翌月からいつでも登録ができます。

但しBCの紹介者は000、001、002のいずれかに限ります。

BCを登録する場合、登録するBCで10,000P以上の製品購入が必要となります。ビジネスメンバーでBCを登録する場合、あなたのBC000がビジネスメンバーである必要があり、登録の際20,000P以上の製品購入が必要です。

マーケティングプラン

①ボーナス受給条件

ボーナス受給条件は下記の3点を全て満たし、それぞれのボーナス条件を満たしたメンバーへ支払いがされます。

(1)あなたがボーナス計算対象月及び支払月にメンバーカテゴリーがセミビジネスメンバー又はビジネスメンバーである。

(2)あなたがボーナス計算対象月にセミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上購入している。

(3)あなたが直接愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのいずれか1名(あなたのBCも含みます)以上紹介し、尚且つボーナス計算対象月にその直接のメンバーが愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入している。

②ボーナス支給上限

全てのメンバーの当月支給ボーナス総合計金額がボーナス対象売上の68%を超えた場合、その月のボーナス取得者に対してボーナス支給金額を調整します。

ボーナスの種類

①スタートアップボーナス

新規メンバーを紹介登録完了(登録料及び初回製品の支払い)することにより下記のボーナスをお支払いします。

紹介者は「レイラインメンバー登録申込書」の紹介者欄に記載されている名義(BC含)となります。

(1)あなたがビジネスメンバーの場合

- ・新規愛用メンバー紹介登録1件につき2,000円(税込)
- ・新規セミビジネスメンバー紹介登録1件につき3,000円(税込)
- ・新規ビジネスメンバー紹介登録1件につき20,000円(税込)

(2)あなたがセミビジネスメンバーの場合

- ・新規愛用メンバー紹介登録1件につき2,000円(税込)
- ・新規セミビジネスメンバー紹介登録1件につき2,000円(税込)
- ・新規ビジネスメンバー紹介登録1件につき10,000円(税込)

②サイクルボーナス

累計Pに応じて【表A】の通りボーナスをお支払いします。累計Pは毎月当月1日から当月末日を集計期間とします。サイクルボーナスには【表B】の条件に応じて上限金額があります。【表B】の直接紹介者は愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのみ(あなたのBCも含みます)とし、愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入しているメンバーとなります。

一般販売で販売されたPについては計上されません。

(1)持越しP

サイクルボーナスで消化されなかったPについては【表C】の条件に応じて翌月へ持越しされ、あなたの翌月サイクルボーナスのPとして計算がされます。【表C】の直接紹介者は愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのみ(あなたのBCも含みます)とし、愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入しているメンバーとなります。

但し、あなたがボーナス受給条件を満たさなかった場合は全てのPが無効となります。

(2)追加購入P

あなたがセミビジネスメンバーの場合は10,000P、ビジネスメンバーの場合は20,000Pを超えたPについては、左右の累積Pの少ない方の系列に加算され計算されます。

③ギャランティーボーナス

あなたが直接愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメン

バーのいずれか8名以上(あなたのBCも含みます)紹介し、尚且つボーナス計算対象月にその直接紹介メンバー8名以上が愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入した場合、下記の条件で最大12,000円(税込)のボーナスをお支払いします。

- (1) ギャランティーボーナスを除く当月合計ボーナス金額が12,000円(税込)以上(BC含む)ある場合は、ギャランティーボーナスは発生しません。
- (2) ギャランティーボーナスを除く当月合計ボーナス金額が12,000円(税込)未満(BC含む)の場合は、当月合計ボーナスが12,000円(税込)となる差額金額をギャランティーボーナスとしてお支払いします。

④リーダーシップボーナス

あなたが直接紹介したメンバー(1次紹介者)、直接紹介したメンバーからの紹介のメンバー(2次紹介者)が受け取ったサイクルボーナス金額を【表D】に応じて、それぞれのランク条件【表E】でお支払いします。リーダーシップボーナスは1人あたりの上限金額があります。【表D】の直接紹介者は愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのみ(あなたのBCも含みます)とし、愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入しているメンバーとなります。

⑤プレジデントボーナス

あなたが直接愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのいずれか10名以上(あなたのBCも含みます)紹介し、尚且つボーナス計算対象月にその直接メンバー10名以上が愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入し10名を1口として、プレジデントボーナスをボーナス対象月の総売上P(通常購入Pのみ対象で、追加等での売上Pは含まない)の3%を1P=1円(税込)と換算しプレジデントボーナス対象者(口数)で比例分配しお支払いします。

プレジデントボーナスは一般価格での販売売上Pも計上されます。一般価格のPについては通常メンバー価格の製品に付与されているPと同じPとなります。

あなたがビジネスメンバーの場合は、プレジデントボーナスの口数が2倍となります。

プレジデントボーナスはBC毎に集計され発生します。

⑥タイトルボーナス

あなたが【表F】のタイトル資格条件を満たした場合、タイトルボーナスとしてボーナス対象月の総売上P(通常購入Pのみ対象で、追加等での売上Pは含まない)をタイトル毎に1%を1P=1円(税込)と換算しタイトルボーナス対象者(口数)で比例分配しお支払いします。タイトルボーナスは一般価格での販売売上Pも計上されます。一般価格のPについては通常メンバー価格の製品に付与されているPと同じPとなります。

あなたがL2スター以上の資格条件を満たした場合は、下位のタイトルボーナスもお支払いします。【表F】の直接紹介者は愛用メンバー、セミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのみ(あなたのBCも含みます)とし、愛用メンバー、セミビジネスメンバーは10,000P以上、ビジネスメンバーは20,000P以上の製品を購入しているメンバーとなります。

あなたがビジネスメンバーの場合は、タイトルボーナスの口数が2倍となります。

タイトル資格については毎月当月1日から当月末日の実績にて更新され、資格条件に満たない場合はそのタイトルボーナスは発生しません。

タイトルボーナスはBC毎に集計され発生します。

ボーナス支払い

ボーナス支払日は毎月当月1日から当月末日までをボーナス計算対象とし、翌月25日にご登録の口座に事務手数料800円(税込)を差し引いた金額をお支払いします。土日祝祭日の場合や金融機関休業日の場合は前営業日のお支払いとなります。ビジネスメンバー登録の場合は毎月500円(税込)のWEBサービス利用料としてボーナスから差引かれます。WEBサービス利用料はボーナス発生の有無に関わらず毎月発生する利用料となります。

また、メンバーが購入製品の返品又は、製品を受け取り辞退した場合、返品したメンバーの紹介者に1,000円(税込)の調整金差引かれます。但し、クーリング・オフによる返品は除外します。

ボーナス合計が2,000円(税込)未満の場合はレイラインにて預り金となり、預り金を含めボーナス合計が2,000円(税込)以上になった場合にお支払いとなります。

BCでボーナスが発生する場合は、全てのBCボーナスを合計した金額

をお支払いします。その場合事務手数料は1口のみとなります。ボーナスの支払いはセミビジネスメンバー、ビジネスメンバーのみとなり、ボーナス支払日までに愛用メンバーへ降格、又はレイラインメンバーの資格喪失となった場合はボーナスを受取権利、預り金は喪失します。ただし、預り金がマイナスの場合は喪失しません。返品などでボーナス金額がマイナスとなったままメンバー資格を喪失した場合、直接紹介者のボーナス金額から差引かれます。直接紹介者もメンバー資格を喪失している場合は、資格を喪失していないメンバーまで繰り上げ差引かれます。

ビジネスメンバー		セミビジネスメンバー	
少ない片側P	金額	少ない片側P	金額
30,000P毎	6,000円	30,000P毎	5,000円

直接紹介者	累計片側上限P	上限サイクル数	金額	
			ビジネスメンバー	セミビジネスメンバー
1名	1,800,000P	60サイクル	360,000円	300,000円
2名	3,600,000P	120サイクル	720,000円	600,000円
3名	7,200,000P	240サイクル	1,440,000円	1,200,000円
4名以上	14,400,000P	480サイクル	2,880,000円	2,400,000円

直接紹介者	累計片側上限P
1名	120,000P
2名	240,000P
3名	360,000P
4名以上	480,000P

メンバーカテゴリ	紹介者	Cランク	Bランク	Aランク	Sランク
セミビジネスメンバー	1次紹介者	25% 上限25万円/人	30% 上限60万円/人	30% 上限60万円/人	30% 上限60万円/人
	2次紹介者	×	10% 上限15万円/人	15% 上限30万円/人	15% 上限30万円/人
ビジネスメンバー	1次紹介者	30% 上限25万円/人	50% 上限60万円/人	50% 上限60万円/人	50% 上限60万円/人
	2次紹介者	×	10% 上限15万円/人	15% 上限30万円/人	20% 上限30万円/人

ランク条件	直接紹介者	少ない片側P
Cランク条件	2名以上	120,000P以上
Bランク条件	4名以上	240,000P以上
Aランク条件	8名以上	480,000P以上
Sランク条件	12名以上	960,000P以上

タイトル	直接紹介者	少ない片側P	タイトルボーナス
L1スター	2名以上	500,000P以上	1%
L2スター	4名以上	1,000,000P以上	1%
L3スター	6名以上	2,000,000P以上	1%
L4スター	8名以上	5,000,000P以上	1%
チーム5スター	10名以上	10,000,000P以上	1%

ボーナス権利の喪失

①登録カテゴリーの変更

ボーナス取得の権利はあなたがビジネスメンバー又はセミビジネスメンバーとして登録されている場合に限る為、メンバー資格の喪失、登録カテゴリーが愛用メンバーとなった時点からボーナス権利が喪失します。これは、あなたが登録カテゴリーの変更申請した場合のほか、メンバーカテゴリー最低購入ポイントに満たない場合、製品の購入がなかった場合等で自動的にメンバーカテゴリーの変更がされた場合も対象となります。

②製品の支払い及び受取辞退

製品の購入方法について以下の場合ボーナス取得権利が喪失します。

- (1)口座自動引落し
製品購入の際、口座自動引落しを選択しており、引落日に製品代金の引き落としができなかった場合で、その後当月分の注文がなかった場合
- (2)代金引換
製品受取の際、長期不在や受取辞退等でレイラインへ製品が返送となり、その後当月分の注文及び受取がなかった場合

メンバーの注意事項及び禁止事項

①説明の義務

メンバーは製品購入希望者及びメンバー登録希望者に対し、以下の事項を十分に説明し、レイラインビジネスを紹介するときはその勧誘に先立って、氏名、名称を告げレイラインビジネスに勧誘する目的、製品の種類等を明らかにしなければなりません。説明の際はメンバー登録の可否に問わず必ず本概要書面を交付しなければなりません。

- (1)取扱製品の種類、名称、品質等について
- (2)当該ビジネスの条件とされる特定負担(登録料、製品代金、送料等)について
- (3)当該ビジネスの特定利益(マーケティングプラン含む)について
- (4)契約の解除(クーリング・オフ含む)について
- (5)その他、当該ビジネスに関して相手方の正常な判断に影響を及ぼす重要な事項。後述の禁止行為に関する事項。説明その他、取り扱い製品の取引、またはメンバーとして登録するときに相手方に影響する重要な事柄について

②特定商取引法、薬事法の関連法規遵守

メンバーは特定商取引法(連鎖販売取引)、薬事法、及びその他関連法令を遵守し活動しなければならない。

③禁止行為

メンバーはレイラインビジネス活動を行う上で以下の禁止行為をしてはならない。禁止行為を行った場合、メンバー資格の剥奪、ボーナスの停止、当該メンバーの受理したボーナスの返還、損害賠償の請求を行う場合があります。

- (1)氏名や目的を告げず、また特定負担、特定利益に関する事項を公衆が出入りしない場所(自宅、ホテルの会議室等)で勧誘すること。
- (2)製品やマーケティングプランの説明時、事実と異なる説明、「誰でも儲かる」といった誇大説明や虚偽広告など不実の内容を告げること。
- (3)「必ず儲かる」など断定的判断を提供すること。
- (4)クーリング・オフ、メンバー資格や特定利益などの重要な事実を告げないで勧誘すること。
- (5)相手を威迫、困惑させ入会、購入させる行為。
- (6)満20歳未満の方や学生、公務員などメンバー資格となり得ない人への勧誘行為、また実在しない架空名義でのメンバー登録
- (7)メンバー主催のミーティングにおいて、実際に発生した費用を賄うのに必要な範囲を除いて参加者に費用を負担させる行為。
- (8)本概要書面の内容及びメンバー規約に違反する行為。

④他ビジネスの勧誘の禁止

メンバーは個人・法人に関わらず他MLMのビジネスに関わることは禁止となります。既に関わっているMLMのビジネスがある場合は、所定の用紙に記入のうえレイラインに提出し承認を得る必要があります。但し愛用メンバーとしての関わりは可能です。他MLMビジネスに関して下記の行為が禁止となります。

- (1)直接または第三者を介して、メンバーを他のビジネス(愛用者も含む)に勧誘または登録させること。この行為には、紹介もしくは、紹介を斡旋、協力すること及び他ビジネスに加わるよう奨励することも含まれます。他のMLMに登録していることを知らずに行った場合でも、本規約の違反行為となります。
- (2)メンバーを他のMLMビジネスに勧誘するために、自ら若しくは第三者が使用するあらゆる種類のパンフレット、テープ、販促資料などを作成、または配布すること。
- (3)メンバーに競合製品及びサービスを販売、紹介すること。
- (4)レイライン以外の製品、サービス若しくはビジネスを推進すると同時にレイラインのミーティング、セミナー、コンベンションまたはその他会合で推進すること。

メンバーの退会、自動退会、取り消し、剥奪、喪失

一度メンバーとなり退会、自動退会となった場合は、再度メンバー登録をすることができますが、過去の実績やポジションは継続されません。取り消しとなった場合、以降6カ月間はメンバー登録ができません。但し、資格の剥奪となった場合は今後レイラインに登録することはできません。

①退会

レイラインに書面で通知することで、いつでも退会ができます。退会のために費用はかかりません。

②自動退会

- (1)メンバーが過去6ヶ月間1回の自己購入が5,000P未満の場合
- (2)注文製品(オートシップ含む)の受け取りがされず製品が返送され、再出荷の連絡がない場合
- (3)再出荷製品を出荷し、受取辞退された場合

③取り消し

メンバー登録申請を行った場合でも、初回登録料及び製品代金を支払う前あるいは製品の出荷前であれば、レイラインに書面で通知することで、登録の取り消しができます。但し既に製品が出荷されたあるいは既に代金を支払った場合取り消しはできません。

④剥奪

以下に該当することが判明したメンバーは、レイラインの裁量によりいつでも当該メンバー資格を剥奪できる権利を有します。

- (1)本概要書面の禁止事項、および規約に違反する行為を行った場合
- (2)刑法、特定商取引法(連鎖販売取引)、薬事法その他関連法規に違反または反社会的行為のあった場合
- (3)健全なビジネスを営む上でレイラインが不適当と認めた場合
- (4)レイラインまたはレンラインに関わる全ての人への誹謗中傷行為を行った場合

⑤喪失

以下に該当するメンバーはメンバー資格が喪失します。

- (1)本人が死亡した場合(但し、相続権が継承された場合は除きます)

中途解約(退会)・返品

①中途解約(退会)

メンバーは理由の如何に関わらず中途解約することができます。解約を希望する場合は、必要事項(メンバーID、氏名、住所、電話番号、投函日)をご記入ご捺印の上、書面(退会届)をレイラインへ送付ください。

②返品

メンバーの都合による製品(初回分含む)の返品は法定のクーリング・オフによらない限り、以下の条件を全て満たす場合に限られます。また製品代金以外の代金(登録料、送料等)の返金はクーリング・オフによらない限りできません。返品を希望する場合はレイラインへ事前に連絡の上、代金返金口座を通知ください。送料はメンバーが負担となり、着払いで送付した場合は送料を差し引き返金となります。

なお下記条件を満たさない製品がレイラインに返品された場合、その製品を返送させて頂く場合があります。その場合は着払いにて返送となります。

- (1)メンバー登録してから1年を経過していない場合
- (2)製品の受け渡しを受けた日から90日を経過していない場合
- (3)再販売された製品でない場合
- (4)購入者の責に帰すべき事由で製品の滅失・棄損していない場合
- (5)製品が未開封且つ未使用の場合

③返品返金金額

製品を返品された場合、下記の金額を差し引きご指定口座に返金となります。返金日はレイラインに製品が届き次第速やかに返金手続きします。

- (1)製品購入金額の10%
- (2)事務手数料800円(税込)
- (3)返品された製品に関して既にメンバーへ提供されたボーナス、その他費用

④返品に関するボーナス変動

製品の返品によって本人以外に発生したボーナスについては、ボーナス取得者よりボーナス調整します。なお調整に伴うボーナス変動は全てのメンバーのボーナスに反映します。詳細はレイラインにご相談ください。

再販売

再販売とは、メンバー本人が購入した製品または譲り受けた製品を別のメンバー又は非メンバー(一般顧客)に販売する行為です。再販売製品の購入者が特定商取引法の規定等、正当な事由によって再販売元のメンバーに製品を返却すると、その再販売元は再販売製品購入者へ返金する責任を負います。レイラインは再販売行為に関して一切の責任を負いません。

個人情報の取り扱い

レイラインは個人情報保護法によりメンバー登録、製品購入等の契約、アンケート、説明会、その他ビジネス推進の中で、メンバーから入手した個人情報については、以下の通り取扱います。製品配送及び各種サービスを提供するために必要となるもので、レイラインのサービス以外の目的に利用することはありません。

- (1)登録手続き管理、製品発注管理、メンバー組織管理、メンバー育成・支援の為のメンバーへの必要情報管理
- (2)ボーナスの支払い、または入金等、あるいはこれに類するものについて金融機関が必要とする個人情報の開示
- (3)運送業者等これに類するものへの製品または書類その他配送に必要な個人情報
- (4)メンバーに対しての製品・情報サービス・イベント情報等を提供する場合の個人情報の開示

(5)資格喪失、剥奪、警告、その他これに類することに用いる個人情報の開示

メンバー規約

①メンバーとは

メンバー価格は製品の購入や様々なメンバー特典を得れるレイラインと契約を取り交わした方です。

②セミビジネスメンバー及びビジネスメンバー

セミビジネスメンバー及びビジネスメンバーはメンバーとしての資格を持つ、レイラインの製品の販売を、レイラインより正式に認められた個人及び法人のことを称します。本人の使用体験によりレイラインマーケティングプランに基づき、契約を締結することができ販売手数料及び特定利益(ボーナス)を受け取る権利を有することができます。レイラインとメンバーの間に雇用関係はなく、本概要書面内容、メンバー規約を守り自己責任において活動する権利と義務を有します。メンバーは独立した販売者で、法律上会社を代表する人ではありません。

③メンバーの義務

レイラインの製品及びサービスの取得、受取、保有、販売、配布または広告、並びにレイラインビジネス推進に関しては国、都道府県、市町村のあらゆる法律、条令を遵守すること。

④メンバー名義の変更

メンバーは以下の場合を除き名義変更はできません。

- (1)婚姻により姓を変更する場合
- (2)本人の死亡により配偶者か1親等の親族に資格を相続する場合
- (3)本人が代表者である法人に変更する場合
- (4)メンバーにレイラインビジネスを継承できない重大事項が生じ、レイラインが名義変更を認めた場合

⑤退会

本概要書面「メンバーの退会、自動退会、取り消し、剥奪、喪失」に準ずる

⑥収入の証明

レイラインのマーケティングを説明する上で、メンバー自身または他人が受け取る報酬について虚偽、不正確な説明を行う行為は禁止します。詳細については本概要書面「メンバーの注意事項及び禁止事項」を参照ください。

⑦異議申し立て

メンバーは本概要書面の内容について、誤りや疑問点がある場合には、直ちにレイラインに通報してください。

⑧勧誘の禁止

本概要書面「他ビジネスの勧誘の禁止」に準ずる。

⑨メディアからの問い合わせ

レイラインの名称、ロゴ、商標、サービスマークはレイラインのみ対応できます。メンバーは理由の如何に関わらず、レイラインビジネスのマーケティングプラン、製品若しくはサービスの内容が肯定的か否定的に関わらず、メディアに対して情報を提供することは禁止します。

⑩商法、サービスマーク

レイラインの名称、ロゴ、商標、サービスマークはレイラインが発行・提供しているパンフレット等、あるいは制作・承認した以外にメンバーが使用、複製または配布することを禁止します。

⑪広告インターネットの利用及び資料作成・販売

メンバーは以下の行為を行ってはけません。発覚した場合はレイラインの絶対的裁量によりレイライン関連ウェブサイトの閉鎖や配信を中止するよう求める権利を有します。

- (1)レイラインが制作、提供しているもの以外でレイラインの製品、サービス、マーケティングプラン、またはビジネスについて説明したパンフレット類・録音テープ・録画ビデオ・インターネットのウェブサイト・電話・広告メッセージ・インターネット上の掲示板及びメッセージ・メール若しくはスパムメール・メッセージ(自動返信メッセージ含む)・インフォーマショナル(解説的コマーシャル)・印刷物・視覚的メディア若しくは電子メディアを作成、発行、販売、使用、展示または配布する行為
- (2)本規約で特に認められているものを除き、レイラインの制作資料をコピー若しくは複製する行為
- (3)レイラインの名称、ロゴ、商標、サービスマーク、レイラインの製品及びサービスを雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、電子メール広告、電話帳、インターネット、ディレクトリその他ディレクトリ等を含む案内、展示広告または宣伝物、その他メディアに使用する行為

⑫是正措置

本概要書面・契約書面・本規約並びにレイラインとメンバーとの間で締結される契約はレイラインとメンバーとの合意の重要事項です。メンバーがこれらに違反した場合や違法、詐欺的虚偽的又は倫理におとる営業行為をした場合、レイラインの裁量によって、以下の一つまたは複数の是正措置を講じる場合があります。メンバーの違反行為が疑われる場合において、その調査期間中、全ボーナスの支払いを停止することができます。また税制措置が執行された場合その調査期間中に停止したボーナスを受け取る権利はありません。

- (1)警告書または訓戒書の発行
- (2)損害賠償金の徴収
- (3)参加組織の全部または一部の配置転換
- (4)メンバー資格の剥奪

⑬専属的合意管轄裁判所

メンバーがレイラインの名誉・信用等を毀損する行為、並びに損害を及ぼす行為をした場合、レイラインはこれらによって生じた損害を請求できます。万一メンバーとレイラインとの間で本契約に係わる紛争が生じた場合、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

⑭規約改定

社会情勢の変化あるいはレイラインに関する諸環境の変化により、レイラインの裁量でメンバーの了承を得ず本概要書面、マーケティングプラン及び製品価格、ポイント、全ての関係書類等の内容を変更することができます。

◆割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

販売業者から製品を割賦支払いにより購入した消費者は、割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該指定製品もしくは当該指定権利の販売につき、それを販売した業者に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗することができます。

※本項は特定商取引法及び同法施行規則により記載するもので、レイラインでは割賦販売による販売は一切行っておりません。

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは、特定商取引に関する法律に定められた消費者保護のための規定です。メンバー登録を申請し契約を締結した場合、その書面の受領日若しくは製品到着日のいずれか遅い日から起算して20日間は、ハガキ等の書面をレイライン宛に発信することにより無条件で契約の解除をすることができます。この契約の解除は、その通知を発信した日(消印)より効力が発生します。契約解除者が返品する場合は、製品の返品に要する費用を負担する必要がなく、また損害賠償または、違約金の請求をされることもありません。製品代金、登録料を支払い済みの場合は、速やかにその全額が返金されます。万一、不実の告知や威迫・困惑により、クーリング・オフが妨害されたときには、改めてレイラインが無条件解約できる旨の書面交付を行い、説明を受けてから20日間はクーリング・オフができます。

①クーリング・オフの手続き

上記の記入表に従って、郵便はがき等に必要事項を全て記載しレイライン宛にお送りください。(書留郵便等をお勧めします)お手元に契約製品をお持ちの場合は速やかにご返還ください。返還費用はレイラインが負担します。

②クーリング・オフを行使した場合

- (1)メンバー登録を遡って効力を失います。
- (2)既に支払われた代金は、速やかに全額返金いたします。
- (3)クーリング・オフによる製品返品費用は、レイラインが負担いたします。
- (4)違約金その他の費用に関する請求は一切いたしません。

③クーリング・オフに関する注意事項

- (1)返品製品は化粧品、健康食品のため、未開封のものに限らせて頂きます。
- (2)2回目以降のご注文は、クーリング・オフに該当しません。(本概要書面「中途解約(退会)・返品」をご確認ください。)

(はがき表面)

切手	11050012
レイライン株式会社 行	
東京都港区芝大門1丁目6番6号 芝大門ヤマトビル6階	

(はがき裏面)

● 申込日	平成	年	月	日
● 購入商品名				
● 購入価格				
● 住所				
● 電話番号				
● 紹介メンバー名				
● 右記申し込みは撤回し、契約は解除します。				
● 郵送日	平成	年	月	月